



相談支援の内容

- 生活全般（日常生活や社会生活）について
- 障害福祉制度や障害福祉サービスの利用
- 専門機関（医療機関や就労支援機関など）の利用
- 対人関係や集団生活がうまくいかず困っている
- 窓口が多く、どこに相談したらよいか分からない
- 病院や施設を出て地域で暮らしたい
- 成年後見制度の利用に関する事など

×E

南城市 障がい者基幹相談 支援センター



南城市障がい者基幹相談支援センター
 開所日：月～金（午前8時30分～午後5時15分）
 （土日、祝日、慰霊の日、年末年始はお休み）
 南城市健康福祉部生きがい推進課
 南城市役所1階6番窓口

〒901-1495
 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
 電話：098-917-5341
 F A X：098-917-5427

南城市障がい者基幹相談支援センターとは

「きく」「ささえる」「つなげる」

南城市障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合う共生社会実現のため、障がい者（児）が地域で安心して暮らすことができるように、南城市における相談支援の拠点として設けられた障害福祉に関する総合的・専門的な相談窓口です。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、すべての障害に対応した総合的・専門的な相談支援を行うとともに、市内の相談支援事業者や相談機関などと連携して相談支援のネットワークを強化し、地域の相談支援体制の充実を目指します。

○相談方法

来所の相談、電話相談、訪問による相談支援を行います。

※訪問等で、相談員が出かけている場合がございます。ご相談に来られる際には事前にご連絡いただくことをおすすめします。

○受付時間

月曜日から金曜日（平日）
（午前9時～午後5時）

地域の相談支援体制の充実

相談支援機関との連携を強め、地域の相談支援のネットワークを広げていくことで、施設や病院から地域生活への安心な移行と、地域生活を続けていくことを支援します。

- 市内の相談支援事業者との連携
- 南城市障害者自立支援協議会への参画
専門部会の事務局等
- 地域移行・地域定着の促進の周知
- 虐待防止の啓発、虐待事案発生後の支援

○対象者

- 南城市内に居住する障がい者（児）とその家族で、知的・身体・精神・発達障がい、難病等の相談について対応いたします。
- さまざまな年齢の方からの相談も受け付けます。障害者手帳の有無は問いません。

お気軽に
どうぞ

